

平成 第 年 月 日

殿

発注者 _____

通知者 _____

工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、東京都下水道局工事成績評定要綱第12条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり通知します。

記

工 事 件 名			
工 期	から まで		
業 種 番 号		業 種 名	
主任(監理)技術者			
成 績 評 定	総評定点	点(項目別評定点は別表のとおり)	

上記成績評定に疑問がある場合は、下記の「成績評定についての問い合わせ先」に対して説明を求めることができます。

その説明に不服がある場合は、下記の「あて先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。)に書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は書面により行います。また、その回答にさらに不服がある場合は再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問い合わせ先」

(工事主管課長)

「苦情申立てあて先及び提出先」

あて先：工事成績評定通知者(再度の申立ての場合は契約担当者)

提出先：工事主管課長

平成 第 年 月 号
日

殿

発注者 _____

通知者 _____

工事成績評定通知書(修正)

貴社が施工した下記の工事について、東京都下水道局工事成績評定要綱実施細目第10条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり修正し通知します。

記

工 事 件 名			
工 期	から まで		
業 種 番 号		業 種 名	
主任(監理)技術者			
成 績 評 定	総評定点	点(項目別評定点は別表のとおり)	
修正の理由			

上記成績評定に疑問がある場合は、下記の「成績評定についての問い合わせ先」に対して説明を求めることができます。

その説明に不服がある場合は、下記の「あて先」に対して、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。)に書面により苦情の申立てを行うことができます。苦情に対する回答は書面により行います。また、その回答に更に不服がある場合は再度の苦情申立てを行うことができます。

「成績評定についての問い合わせ先」

(工事主管課長)

「苦情申立てあて先及び提出先」

あて先：工事成績評定通知者(再度の申立ての場合は契約担当者)

提出先：工事主管課長

別 表

項 目 別 評 定 点

評 定 項 目 ・ 細 目			評 定 点 / 満 点
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	/ 5点
		配 置 技 術 者	/ 5点
		対 外 調 整	/ 5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	/ 10点
		工 程 管 理	/ 10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	/ 15点
		品 質 管 理	/ 15点
		出 来 ば え	/ 30点
	2 技 術 力 の 発 揮		
3 創 意 工 夫 と 熱 意			/ 2点
4 社 会 的 貢 献			/ 1点
5 法 令 遵 守 等			
総 評 定 点			/ 100点

総評定点欄において小数点以下を切り捨て、整数としています。
 また、通常の評定は、1 基本的な技術力と成果の評価で評定されますので、
 2 技術力の発揮、3 創意工夫と熱意、4 社会的貢献については、評定されな
 いことがあります。